

# 虐待防止マニュアル①

(沖縄県様式・準拠)

就労継続支援 B 型事業所

New Revival Academy

---

## 1. 目的

本マニュアルは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」および

沖縄県障害者虐待防止マニュアルに基づき、就労継続支援 B 型事業所における  
障害者虐待の未然防止、早期発見および適切な対応を目的として定める。

---

## 2. 適用範囲

本マニュアルは、当事業所に勤務するすべての職員(管理者、サービス管理責任者、  
生活支援員、職業指導員、非常勤職員等)に適用する。

---

## 3. 障害者虐待の定義

本マニュアルにおける虐待とは、以下の行為をいう。

### (1) 身体的虐待

- ・ 殴る、蹴る、つねる等の暴力行為
- ・ 正当な理由のない身体的拘束

### (2) 心理的虐待

- ・ 威圧的な言動、人格を否定する発言
- ・ 作業能力を過度に否定する叱責

### (3) 放棄・放任(ネグレクト)

- ・ 障害特性に配慮しない作業配置
- ・ 必要な支援・配慮を行わないこと

#### **(4)性的虐待**

- 本人の同意のない性的行為、言動

#### **(5)経済的虐待**

- 不適切な工賃算定
  - 工賃内容を説明しないこと
- 

### **4. 就労継続支援 B 型における留意点**

- 作業指導は支援であり、命令や強制にならないよう留意する
  - 作業効率のみを優先しない
  - 工賃算定は規程に基づき、説明責任を果たす
- 

### **5. 虐待防止体制**

#### **(1)虐待防止責任者**

- 管理者をもって充てる 長久保剛

#### **(2)虐待防止担当者**

- サービス管理責任者をもって充てる 長久保剛

#### **(3)虐待防止委員会**

- 年 1 回以上開催する
  - 虐待防止および再発防止策を検討する
-

## 6. 虐待防止のための日常的取組

- 利用者の尊厳を尊重した言葉遣い
  - 作業内容・目標の分かりやすい説明
  - 利用者の体調・心理状態への配慮
  - 職員間での情報共有
- 

## 7. 職員研修

- 年1回以上、虐待防止研修を実施する
  - 新任職員には採用時研修を行う
  - 研修内容・出席者は記録として保存する
- 

## 8. 虐待の早期発見

- 利用者の言動や態度の変化
- 作業参加状況の変化
- 身体的な異変

気づいた場合は、速やかに管理者へ報告する。

---

## 9. 虐待が疑われる場合の対応

- 発見職員は速やかに管理者へ報告する
- 利用者の安全確保を最優先とする
- 管理者は事実確認を行い、  
必要に応じて市町村障害福祉主管課へ通報する

※「様子を見る」という判断は行わない

---

## 10. 通報および相談先

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 長久保 剛 ・ご利用時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 ・電話番号 0980-72-5218 F A X 0980-72-5218
市町村窓口	宮古島市役所 障がい福祉課 所在地：沖縄県宮古島市平良字西里 1140 電話番号：0980-73-1975
沖縄県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：那覇市首里石嶺町 4-373-1 (沖縄県総合福祉センター内) 電話番号：098-882-5704

※通報先一覧は別紙にて管理する

---

## 11. 記録の作成・保管

- 虐待疑い・ヒヤリハットも含め記録を作成する
  - 記録は 5 年間保管する
  - 個人情報の管理を徹底する
- 

## 12. マニュアルの見直し

- 年 1 回以上、内容を確認・見直す
  - 法令改正や指導内容を反映する
-

## 13. 附則

本マニュアルは、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

---

### 【別紙】使用する記録様式一覧

- 虐待疑い・ヒヤリハット記録様式
- 虐待防止委員会議事録
- 研修実施記録

## 虐待防止に関する取り組み

- 虐待防止委員会を設置している
- 職員研修を実施している
- 相談・通報窓口
- 基本方針(虐待を行わない、早期発見等)

当事業所では、障害者虐待防止法に基づき、虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止・早期発見に取り組んでいます。